

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年1月19日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 厚生年金基金の特例解散について ◆

平成22年1月18日付で厚生労働省から厚生年金基金の特例解散措置の実施について検討しているとの連絡がありました。なお、当該特例措置は、平成17年度から平成20年度の間に認められていた「特定基金の解散に関する特例措置（※）」から大きく変わるものではなく、また、法案提出時期は3月上旬を、施行時期は平成23年度を予定しているとの連絡を併せて受けております。

（※）「特例基金の解散に関する特例措置」について

「特例基金の解散に関する特例措置」とは、平成17年4月1日から起算して3年を経過する日までの間に認められていたもので、一定の要件を満たした場合に、積立金が最低責任準備金を下回っている状態でも解散することができるという特例措置のことです。

具体的には以下の2つの特例措置があります。（要件を満たせば併用も可能）

- 納付額特例

一定の要件を満たす基金は、最低責任準備金の代わりに減額責任準備金相当額（※※）を納付額とすることが認められるという特例措置。（但し、減額責任準備金相当額が最低責任準備金を上回る場合もあります。）

（※※）減額責任準備金相当額とは、基金が設立された日から解散までの期間における免除保険料収入と代行給付費用の差額を厚生年金本体の利回りで付利した額と積立金のうち、いずれか大きい方の額のことを言います。

- 納付計画の承認申請

納付計画を申請し、承認された場合には、積立金が最低責任準備金を下回っていたとしても、5年以内（やむをえない理由があると認められるときは10年以内）で分割して納付することが認められるという特例措置。

以上

